

門真市立北巢本小学校土壤汚染状況調査業務委託
仕様書

第1章 総則

1 業務名 門真市立北巢本小学校土壤汚染状況調査業務委託

2 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務目的及び業務範囲等

本業務は、門真市立北巢本小学校における土壤汚染対策法第4条対応を目的とした土壤汚染状況調査を実施するものである。

- ・業務箇所：門真市立北巢本小学校
- ・所有者：門真市
- ・面積：全 14,901.1735 m² (CAD 求積)
- ・業務対象範囲：別途「調査範囲図面」に示すとおり。

なお、業務の実施に当たっては、本特記仕様書、図面及び下記要領等に基づき実施する他、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）」（令和4年8月環境省 水・大気環境局 水環境課土壤環境室、以下ガイドラインと記す）ならびに「土壤汚染対策法及び大阪府生活環境保全条例に基づく土壤汚染の調査・対策の手引き（令和5年5月改訂版）」（大阪府環境農林水産部環境管理室、以下大阪府手引き）の定めによる。

4 関係法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、関係する法令・省令・規則・細則・通知・通達・条例等を遵守しなければならない。

5 管理技術者、照査技術者及び担当技術者

(1)受注者は、本業務を遂行するにあたり、管理技術者（主任技術者）、照査技術者及び担当技術者を配置しなければならない。

(2)受注者は、管理技術者（主任技術者）等の技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(3)管理技術者（主任技術者）は、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関に規定する土壤汚染調査技術管理者の資格を有するとともに、技術士（建設部門：選択科目を土質及び基礎、建設環境、応用理学部門：選択科目を地質のいずれか）の資格を有すること。

(4)照査技術者は、技術士（建設部門：選択科目を土質及び基礎、建設環境、応用理学部門：選択科目を地質のいずれか）の資格を有するものとする。ただし、管理技術者（主任技術者）と兼ねることはできない。

(5)担当技術者は、管理技術者（主任技術者）及び照査技術者と兼ねることはできない。

(6)受注者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

6 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたっては、約款に定めるものの他、下記書類を提出するものとする。

ア 着手届

イ 工程表

ウ 業務計画書

エ 管理（主任）技術者通知書

オ 完了届

カ 請求書

キ 業務記録

ク 打合せ記録

ケ 成果品

コ その他監督員が指示するもの

7 打合せ協議

(1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者もしくは担当技術者と本市担当者は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度、受注者がすべて記録し、相互に確認しなければならない。なお、打合せ回数は、着手前・中間・調査後の3回を予定する。

(2) 管理技術者もしくは担当技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに本市担当者と協議するものとする。

8 資料等の貸与

本業務の履行上で必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受注者が行うものとするが、発注者が所有し、業務に必要なものと認められるものは、これを貸与する。この場合、受注者は、貸与を受けた資料のリストを発注者に提出し、業務完了時には全て返却するものとする。なお、本業務を行うにあたり必要となる情報収集等に要する費用は、全て受注者の負担とする。

9 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。なお、打合せ回数は、着手前・中間・調査後の3回を予定する。

10 成果品の提出

(1)受注者は、業務が完了したときは、仕様書に示す成果品を提出し、検査を受けるものとする。

(2)受注者は、仕様書に定めのある場合又は発注者の指示する場合には、履行期間中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

11 守秘義務

受注者は、業務の遂行上知り得た事項を、発注者の許可なしに第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立を遵守しなければならない。

12 その他

(1)受注者は、常に安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めるものとする。なお、施設等に損傷を与えた場合は、速やかに発注者に連絡し、指示に基づき原状回復するものとする。また、作業内容及び移設物件に事故等が発生した場合は、速やかにその内容を報告し、指示を受けること。

(2)受注者は、調査方法及び内容に修正・変更等が必要となる場合には、事前に監督員と協議するものとする。

(3)本業務で新たに作成するデータ等についての著作権は、全て本市に帰属するものとする。

第2章 業務仕様

1. 業務の目的

本調査は、履行場所で予定される土壤汚染対策法等が定める土地の形質の変更行為に先駆け、同法ならびに大阪府生活環境の保全等に関する条例で定める「土壤汚染状況調査（地歴調査・表層土壤調査）」を実施し、本市が自主的に土壤汚染の有無を把握することを目的とする。

2. 業務場所

・門真市北巢本 2-11 門真市立北巢本小学校（約 14,901.1735 m²）

3. 業務実施上の必須条件

業務実施上の必須条件として、以下の事項に十分留意しつつ、調査を行うこと。

・関係機関の了承を踏まえて土壤汚染状況調査（表層土壤調査、排管沿い（配管下）の土壤調査）を実施する。また、調査等によって生じた施設の損傷個所の復旧等も本業務に含めるものとする。

・本業務実施及び結果報告に際し、大阪府環境農林水産部環境管理室事業指導課の協議、承諾を都度得るものとし、その結果を踏まえ計画書及び報告書として整理する。

- ・対象地は現在開校中の学校であり、施設内では教職員や児童生徒の往来のほか、児童生徒の通常の授業等が行われていることを十分考慮した踏査計画、調査実施計画案を事前に検討すること。
- ・採取分析作業は、上記状況を考慮し、学校の休み期間中（土曜日曜・祝日祭日）に実施すること。休み期間中の調査については事前に学校関係者並びに発注者も含めて十分な調整を図ること。
- ・周辺は戸建住宅が連担する地域であるため、採取作業実施前には調査案内文を個別配布することで対応すること。案内文については事前に発注者と協議を行うこと。現段階で個別配布は 50 部程度 を想定する。
- ・作業時の騒音発生防止に努め、対象地周縁部の住宅に近接する地点については防音仮囲いの設置を検討すること。
- ・対象地内には現在使用中の埋設配管（試験排水、雨水等）が多く存在するため、破損等が無いよう事前に当該位置を確認し、調査に際して地表から 1～1.5 m 程度を手掘り作業で確認のうえ採取する。なお、当該状況を写真撮影等で記録しておくこと。
- ・学校施設建屋内の 1 階床面は厚さ 25cm 程度のコンクリート土間構造、その土間下は 50cm 厚さの空洞部分がある高床式構造となっており、採取準備や復旧については関係者と事前に十分な協議を行うこと。
- ・現地踏査状況等を踏まえて調査仕様の変更が想定される場合には、関係機関との協議を踏まえて確定するものとする。

4. 調査内容

(1) 土壌汚染状況調査（表層土壌調査）

〈調査業務〉

「土壌汚染状況調査計画書」に基づき、土壌汚染状況調査（表層土壌調査）を行う。

この追加調査については、発注者とその仕様及び契約変更等を別途協議するものとする。

なお、調査段階において、対象地の変更等が生じた場合については、発注者とその仕様及び契約変更等を別途協議するものとする。

1) 現地踏査及び計画準備：一式

既往の土壌汚染状況調査計画書（表層土壌調査計画書：大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針第 4 の 1 の規定による計画書）に基づき、調査対象地の現地踏査を行い、発注者及び学校関係者とともに調査方法や復旧箇所の調整等を行う。

2) 表層土壌調査計画立案検討

関係機関協議も踏まえて、表層土壌調査実施計画を立案検討し、詳細な調査実施計画書を作成する。

3) 位置測量：3カ所

調査地点の位置測量は未実施であることから、既存の建物・構造物や既存資料等を確認のうえ調査地点を設定し、調査位置について把握する。業務実施中に新たな測量成果が入手できた場合には、当該測量図に合わせて地点の見直しを随時行うこととする。対象地の最北端を起点として10m格子（単位区画）を設定し、調査地点の位置出し測量を行う。また、調査後の調査地点の復元ができるように木杭・測量錨等の目印を適宜設置し記録する。なお、水準測量（標高）は本仕様には含めない。

4) 埋設物事前確認：2カ所

試料採取地点の地下埋設物の有無をRCレーダー等により確認する。探査結果については探査結果報告概要として取り纏めのうえ、別途発注者に提出すること。

5) 土壌ガス採取：2カ所

土壌ガスの採取は、表層から0.8m～1.0m下の土壌ガスを採取する。調査対象物質の試料採取方法については、ガイドラインにより行う。

6) 舗装・コンクリート土間削孔

コンクリート土間（倉庫内で25cm厚さ想定）：2カ所

7) 土壌採取（表層）：2カ所

表層土壌の採取は、地表面（建屋内基礎がある場合はその下の地表面）の下50cmの土壌を採取する。調査対象物質の試料採取方法については、ガイドラインにより行う。

8) 土壌採取孔埋め戻し（表層）：2カ所

コンクリート舗装部分はコア埋め戻し及び速乾モルタルによる復旧を行う。

9) 準備後片付け（表層）：一式

10) 試料採取数量等

試料採取数量等は、下表に示すとおりである。

表-1 調査項目等一覧表

区分	調査項目	地表状況	採取深度	地点数	備考
土壌ガス調査	ベンゼン (第一種特定有害物質)	建屋内	—	2	—
表層土壌調査	鉛及びその化合物 (第二種特定有害物質)	建屋内	0～50cm	2	コンクリート

11) 土壌分析数量・分析方法

調査対象物質の分析数量及び分析方法は、下表に示すとおりである。

表-3 分析数量

物質	項目	分析数量	測定方法
ベンゼン (第一種特定有害物質)	土壌ガス調査	2	環告第 16 号試験
鉛及びその化合物 (第二種特定有害物質)	土壌溶出量調査 土壌含有量調査	2	環告第 18 号試験 環告第 19 号試験

12) 表層調査に係る打合せ協議：一式

調査着手前、中間及び調査終了後の各段階で打合せ協議を行う。学校関係者との調査地点位置設定や復旧方法に関する協議、調査計画に関する大阪府環境農林水産部環境管理室事業指導課との協議、その他の関係機関協議については随時実施するものとし、業務の大幅な仕様変更がない限りは、契約変更等の協議の対象とはしない。

13) 調査結果の評価：一式

調査結果を踏まえ、特定有害物質毎に各基準値等に照らし合わせて評価を行い、調査報告書を作成する。結果の評価は、土壌汚染対策法施行規則に示される要措置区域の指定に係る基準により行う。なお、報告書には以下の内容を含むものとする。

- ① 調査位置図
- ② 土壌分析結果一覧表（特定有害物質）
- ③ 基準不適合範囲図（物質毎）
- ④ 計量証明書
- ⑤ 現場写真台帳
- ⑥ その他必要な資料等

14) 大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針第4の3の規定による土壌汚染状況調査結果報告書（もしくは土壌汚染対策法第4条第2項調査報告書）の作成調査結果の評価結果を基に、大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針第4の3の規定による土壌汚染状況調査結果報告書（もしくは土壌汚染対策法第4条第2項調査報告書）の作成を行い、届出から受理に至る迄の関係機関協議の同席支援を行う。

15) 届出に係る打合せ協議：一式

作成した大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針第4の3の規定による土壌汚染状況調査結果報告書（もしくは土壌汚染対策法第4条第2項調査報告書）について、届出から受理に至る迄の関係機関協議の同席支援を行う。

16) 報告書に基づく大阪府指針（もしくは土対法届出）の届出に係る打合せ協議一式の内容を基に、土壤汚染状況調査結果報告書もしくは土壤汚染対策法第4条第2項調査報告書について届出から受理に至るまでの関係機関協議に係る同席支援を行う

17) 深度方向調査の計画立案：一式

本土壌汚染状況調査結果を踏まえ、「深度方向の追加調査計画」について、検討を行う。深度調査においても、土壤汚染状況調査計画書（深度調査計画書：大阪府土壤汚染に係る自主調査等の実施に関する指針第4の1の規定による計画書）を作成する。

18) 深度方向調査の計画立案に係る協議：一式

「深度方向の追加調査計画」について、大阪府環境農林水産部環境管理室事業指導課との協議を進めつつ、検討を行う。また、本検討を踏まえた本調査計画書については、「大阪府土壤汚染に係る自主調査等の実施に関する指針」第4の3の規定に基づき、大阪府の受領印を受けることとする。

19) 業務報告書・概要版の作成：一式

地歴調査より土壤汚染状況調査、追加調査、対策工法検討や深度方向調査計画の策定迄の一連の作業について業務報告書として取り纏めるとともに、その後の対応について引継ぎ事項として整理を行う。また、報告書の概要版についても作成整理を行うものとする。

5. 成果品

受託者は、業務完了に際し次の成果品を提出するものとする。なお、成果品の作成及び編集方法等について、あらかじめ本市担当者と協議のうえ作成するものとする。報告書の作成にあたり写真等の使用又は文献の引用等を行う場合は、使用に係る許諾等を得たうえで使用、引用等を行うこと。また、調査報告書の電子データについて、データ記録後のCD等は追記不可の状態とし、最新のパターンファイルを有したウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを実施したうえで、業務名、ウイルス対策ソフト名、バージョン及びパターンファイルの更新日をラベル等に明示すること。なお、文書ファイル等のファイル形式は、初回打合せ時に監督員と協議して決定するものとする。

(1) 土壤汚染状況調査報告書	3部
(2) 深度方向の追加調査計画書	3部
(3) 業務報告書及び概要版	3部
(4) 関係機関届出資料・協議資料	1式
(5) 議事録	1式
(6) 上記の電子データ（CD-ROM）	1式

6. 一般事項

- (1) 業務の実施に当たっては、本特記仕様書、図面及び下記要領等に基づき実施する他、ガイドラインならびに大阪府手引きの定めによる。
- (2) 実施に際し、図面と仕様書との内容に相違のある場合や明示のない場合、または疑いを生じた場合は監督員と協議するものとする。
- (3) 受注者は、契約後速やかに実施計画書を監督員に提出し、作業着手前に承諾を受けなければならない。また、業務計画を変更する時も同様とする。

ア. 業務内容イ. 実施方針, ウ. 工程表, エ業務組織計画,
オ. 打合せ計画, カ. 成果品の内容、部数, キ. 使用する主な図書及び基準, ク. 連絡体制(緊急時含む), ケ. その他

- (4) 調査対象地においては関係法規を遵守し、常に業務の安全に留意し、事故及び災害の防止に努めるとともに、現場の作業等者の出入り、火災・盗難の防止、風紀・衛生等の取り締まり、その他についての十分な注意を払わなければならない。
- (5) 災害又は事故が発生した場合は、速やかに適切な措置を執るとともに、その経緯を直ちに監督員に報告するものとする。
- (6) 成果物は、全て発注者の所有とし、他に公表、貸与又は使用してはならない。
- (7) 業務実施に当たり、契約上見込まれていない作業が必要となった場合には、事前に監督員に報告し、その指示に従うものとする。

(8) 業務実績の登録

受注者は、業務委託料が100万円以上の業務について、契約締結後10日以内(土日、祝日除く)に測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに登録するとともに、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。なお、登録内容の変更時は変更契約締結後10日以内(土日、祝日除く)、業務完了時は業務完了後10日以内に登録手続を行うものとする。

(9) 再委託

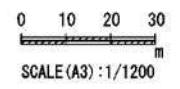
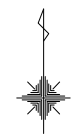
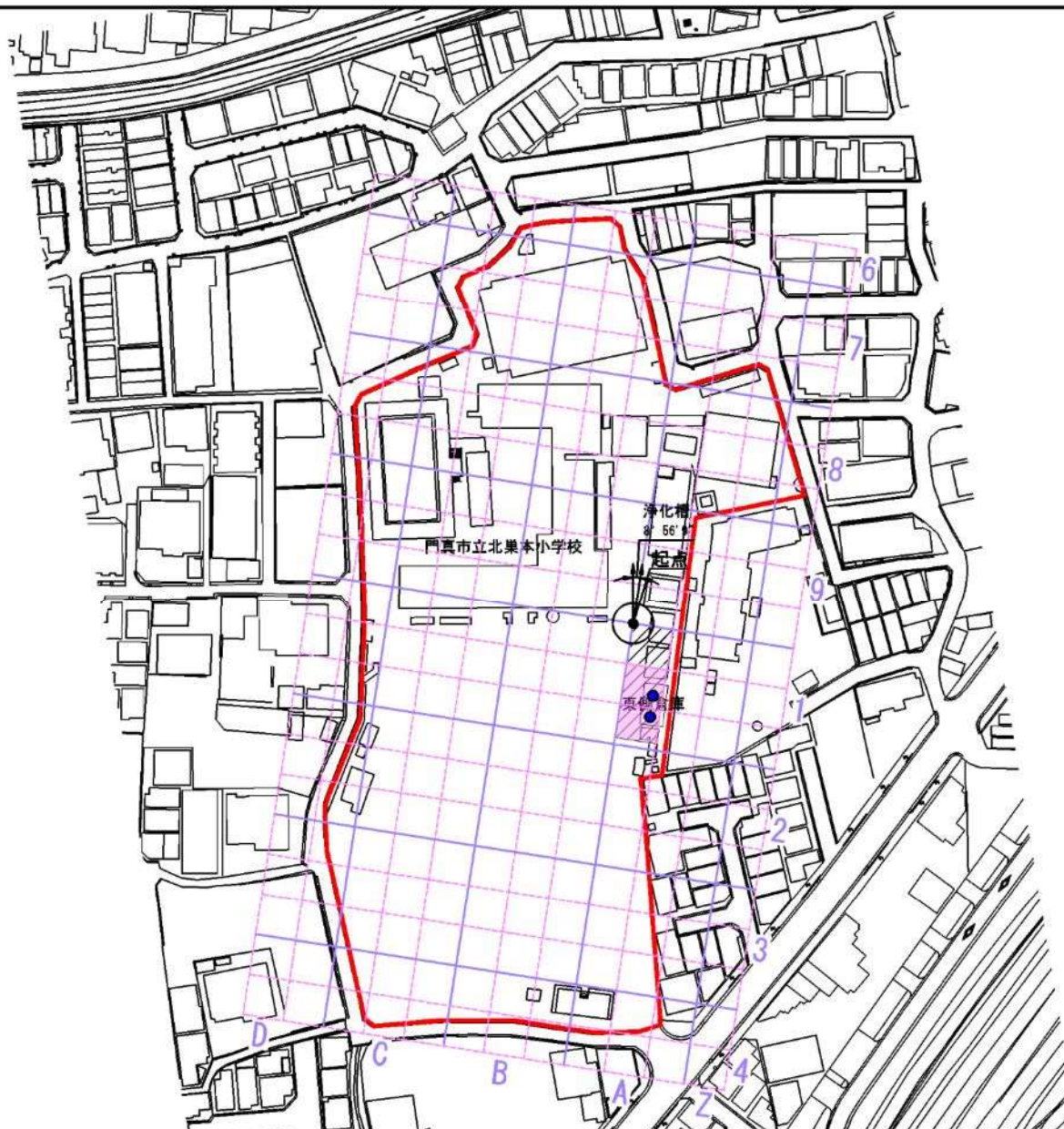
- 1) 受注者は、総合的企画、業務の遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。
- 2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(単純な電算処理に限る)トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

7. 支払条件

完了払とする

8. 個人情報等の保護

本業務委託を処理するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の個人情報保護に関する関係法令及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。



凡例

- 小学校敷地
- 建物等配置
- 排水配管
- 土壌汚染のおそれが多い
- 土壌汚染のおそれがない
- 土壌汚染状況調査の対象地
- 土壌調査地点(単位区画): 2地点

統合区画
30m格子内の区画番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9

図面 名称	試料採取位置図 (ベンゼン・鉛)